

2021年7月21日

各位

大垣共立銀行との相続手続き共通化の実施

株式会社十六銀行は、お客さまの利便性向上への取り組みの一環として、株式会社大垣共立銀行と預金などの相続手続きの際にお客さまからご提出いただく「相続手続依頼書」の共通化を実施します。

十六銀行はこれからも、お客さまの利便性向上につながる事務の合理化・効率化をすすめてまいります。

■取り組みの背景

超高齢社会の進展などを背景に、今後預金などの相続に関する取扱件数の増加が予想されるなか、金融機関の相続手続きは、煩雑かつ金融機関ごとに必要な書類が異なるなどの課題がありました。

こうしたなか、地域のお客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、岐阜県に本店を置く地方銀行2行において相続手続書類を共通化することとしたものです。

・本件は、相続手続きを2行が共同で行うものではありません。書類などの提出は金融機関ごとに必要です。
また、両行において一部相違する取り扱いもあります

■共通化開始予定日

2021年9月10日（金）

以上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】